

令和 3 年 第 3 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 5 日（金） 午前 9 時 00 分～9 時 50 分
 2. 開催場所 白石町総合センター 2階 集団指導室
 3. 出席委員（34 人）

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保委員
19 番 森 邦之 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員
 4. 欠席委員（1 人）

34 番 外尾美津子 委員
 5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 非農地証明願いについて
 - (5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について
 - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 報告事項
- (1) 合意解約の報告
 - (2) 農地法第 4 条の届出について
 - (3) 形状変更届出について
- 業務連絡事項
- (1) 第 4 回農業委員会総会の日時及び場所
 - (2) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀
課長補佐兼農地農政係長	香月康彦

農地農政係長
農地農政係

吉原 浩
川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年3月第3回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、34番外尾美津子委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は36名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、15番 山下正行委員、16番 江口和広委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第32号＝

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第32号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第32号。権利の種類は所有権移転（贈与）。申請農地は、白石町大字遠江字谷〇〇番地、畑152㎡です。譲渡人は、福岡県久留米市長門石〇丁目〇号（福岡県）〇〇氏です。譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸下）〇〇氏です。耕作面積は、田9,328㎡、畑314㎡、計9,642㎡です。稼働力は男1名、女1名です。申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。議案の位置図は、1ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。地元農業委員として2月24日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在、米・麦・大豆・野菜を中心に約1haの規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 32 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 32 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 33 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 33 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 33 号。

申請農地は、大字東郷字一本楠〇〇番、田 559 m²です。

申請者は、白石町大字東郷〇〇番地（東郷上）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地です。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 ○番の〇〇です。
 地元農業委員として2月26日に事務局と現地確認を行いました。
 今回の申請は、一般住宅の整備を目的とするものであります。
 周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られている
 ことから、転用はやむを得ないと判断致します。
 なお、以前から一部既に無断で転用されていることについては指導しておりま
 す。
 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、
 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第33号に賛成の方の挙手を求めま
 す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第33号は原案のとおり申請
 を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第34号＝

議長 続きまして、議案番号第34号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第34号。
 申請農地は、大字東郷字五本松〇〇番、畑131㎡、同じく〇〇番、畑168㎡、計
 299㎡です。
 申請者は、白石町大字東郷〇〇番地（西郷）〇〇氏です。
 転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
 農地区分は第1種農地。
 農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご
 ざいます。
 許可基準の該当事項としまして、既存施設の拡張でございます。
 土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
 申請は妥当と判断し受理しております。
 議案の位置図は、4ページから5ページをご覧ください。
 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として2月22日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、以前から農業用パイプハウスとして使用していた農地の転用を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第34号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第35号＝

議長 続きまして、議案番号第35号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第35号。

申請農地は、大字遠江字五本松○○番、畑265㎡、同じく○○番、畑154㎡、計419㎡です。

申請者は、白石町大字遠江○○番地(太原中)○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、作業場を目的とするものです。

隣接する農地は申請人所有の田であるため問題はなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 35 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、議案番号第 36 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 36 号。

申請農地は、大字福富字中直江○○番、畑 218 m²、同じく○○番、畑 143 m²、同じく○○番、田 82 m²、同じく○○番、田 4.73 m²、計 447.73 m²です。

申請者は、白石町大字福富○○番地（北区）○○氏です。

まず、○○番、○○番、○○番につきましては、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存施設の拡張でございます。

次に、○○番につきましては、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存施設の拡張でございます。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、庭、家庭菜園、宅地進入路、駐車場を目的とするものです。

隣接する農地は申請人所有の田であるため問題はなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 36 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 37 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 37 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 37 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字東郷字五本松〇〇番、田 19 m²です。

譲渡人は、白石町大字東郷〇〇番地（西郷）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地（西郷）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から農業用資材置場として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 37 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 37 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

＝議案番号第 38 号＝

議長 続きまして、議案番号第 38 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 38 号。権利の種類は使用貸借権の設定です。
申請農地は、大字遠江字五本松〇〇番、田 301 m²です。
貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地（太原中）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉南）〇〇氏・〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 3 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の転用申請は、親所有の農地を子供夫婦が借り受けて、農家分家住宅を建設するものです。
隣接する農地は、貸付人の所有の田であることから、問題なく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 38 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 38 号は原案のとおり申請

を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 39 号＝

議長 続きまして、議案番号第 39 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 39 号。権利の種類は使用貸借権の設定です。
申請農地は、大字辺田字二本松〇〇番、畑 391 m²です。
貸付人は、白石町大字辺田〇〇番地（辺田）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字辺田〇〇番地（辺田）〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、一般住宅の整備を目的とするものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 39 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 39 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 40 号＝

議長 続きまして、議案番号第 40 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 40 号。権利の種類は使用貸借権の設定です。
申請農地は、大字福富下分字七搦〇〇番、田 152 m²です。
貸付人は、福岡県直方市大字頓野〇〇番地（福岡県）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、16 ページから 17 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農家住宅、農業用倉庫、庭の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 40 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 40 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 41 号＝

議長 続きまして、議案番号第 41 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 41 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字坂田字四本谷〇〇番、田 41 m²、同じく〇〇番、畑 249 m²、計 290 m²です。

譲渡人は、愛知県西尾市米津町久手〇〇番地（愛知県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地（原田）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、以前から宅地進入路、庭として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 41 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 41 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第42号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 42 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 42 号。

願出農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、畑 456 m²です。

願出者は、白石町大字馬洗〇〇番地（宮田）〇〇氏です。

農地でなくなった時期及び原因等は議案書のとおりです。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 2 月 25 日に、〇番の〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地は、平成 2 年の圃場整備事業の際、畑として換地されておりましたが、以前より住宅進入路として利用されていたことのことです。

今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非

農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することは止むを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 42 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 42 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 43 号＝

議長 続きまして、5.「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」、議題とします。議案番号第 43 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 43 号の「農用地利用集積計画（3 号）について」ご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。詳細は 1 ページ目をご覧ください。つづきまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページから 3 ページに 21 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 43 件、合わせて 64 件の計画が提出されています。賃借権設定が 62 件、使用貸借権設定が 2 件となっています。そのうち新規が 50 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 15 件で、再設定は 14 件でした。今回の利用権の総面積は 282,941 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 21 件、農地中間管理機構によるものが 43 件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は 12 件となっています。以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 64 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ごさいませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 43 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 43 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては議事参与の制限がございます。
○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 それでは、採決に入ります。議案番号第 43 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 43 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 44 号～議案番号第 52 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し・貸し付け希望及び農地の売渡し希望、議案番号第 44 号から議案番号第 52 号続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 44 号。農地の売渡し・貸し付け希望でございます。
申出農地は、大字八平字八平○○番、畑 5,255 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字八平○○番地（南区）○○氏です。
申請理由は、規模縮小のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

議案番号第 45 号。ここからは農地の売渡し希望でございます。
申出農地は、大字福吉字弥平次〇〇番、田 1,814 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉北中）〇〇氏です。
申請理由は、高齢のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

議案番号第 46 号。
申出農地は、大字馬洗字神辺〇〇番、田 4,729 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地（北川）〇〇氏です。
申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

議案番号第 47 号。
申出農地は、大字新明〇〇番、田 4,009 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字横手〇〇番地（中南）〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、24 ページをご覧ください。

議案番号第 48 号。
申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,405 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字新拓〇〇番地（新拓）〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、25 ページをご覧ください。

議案番号第 49 号。
申出農地は、大字牛屋字恵比須搦〇〇番、田 819 m²、同じく〇〇番、田 1,764 m²、
同じく〇〇番、田 996 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地（西南）〇〇氏です。
申請理由は、規模縮小のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、26 ページをご覧ください。

議案番号第 50 号。
申出農地は、大字深浦字鹿島竈〇〇番、田 1,841 m²、同じく字鹿島〇〇番、田 3,400
m²、同じく〇〇番、田 2,893 m²でございます。
あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（室島）〇〇氏です。
申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、27 ページから 28 ページをご覧ください。

議案番号第 51 号。
申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 3,134 m²でございます。

あっせん申出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地（小城市）〇〇氏です。
申請理由は、後継者なしのため農地の処分でございます。
議案の位置図は、29 ページをご覧ください。

議案番号第 52 号。

申出農地は、大字東郷字四本楠〇〇番、田 2,461 m²、同じく〇〇番、田 196 m²で
ございます。

あっせん申出者は、東京都板橋区舟渡〇丁目〇番〇号（東京都）〇〇氏です。
申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。
議案の位置図は、30 ページをご覧ください。

以上、議案第 44 号から議案第 52 号です。白石町農地移動適正化あっせん事業
実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありま
すので、議案番号第 44 号から議案番号第 52 号までご審議のほどよろしくお願
いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一
人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 44 号から議案番号第 52 号まで、事務局の説明が終わりました。あっ
せん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 44 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 45 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 46 号

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 47 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 48 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 49 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 50 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 51 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 52 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 44 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 45 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 46 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 47 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 48 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 49 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 50 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 51 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

議案番号第 52 号 ○番 ○○委員と○番 ○○委員

よろしくをお願いします。

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で議案番号第 44 号は○○、45 号につきましても、○○。46 号○○、47 号○○、48 号○○、49 号○○、50 号○○、51 号○○、52 号○○でございます。連絡調整につきましては担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

閉会時刻 午前 10 時 22 分

事務局 （事務局より報告事項を行う）

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の届出について
- 3 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 第4回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時27分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員